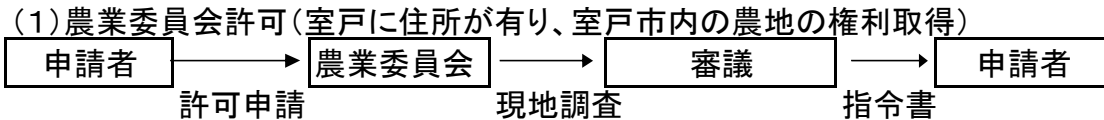


農地又は採草放牧地の権利移動関係(法3条)

耕作目的で農地又は採草放牧地について所有権を移転し、又は地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利、賃借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合には、農業委員会又は知事の許可を受けなければならない。と規定されています。

1. 許可申請事務の流れ



2. 事務処理期間

許可申請は毎月10日に締切日として受付(10日が休日の場合は次の平日、又12月は1日を受付とする)、標準処理期間を30日以内と定め、この範囲内で許可事務を処理します。

3. 下限面積(別段の面積)

農地法第3条第2項第5号の規定に基づき、下限の面積を農林水産省令で定める基準に従い、農地法施行規則第20条第1項にて30アールに設定しています。

(下限面積とは、農地の権利取得に際して、権利取得後の経営面積が原則50アール以上となるよう下限面積の要件が定められています)

4. 記載要領

様式第1号

- 申請年月日を必ず記入すること。
- 申請者は、双方住所の記載、記名、押印すること。
- 申請が賃貸借権の時は、「譲渡人」「譲受人」を「賃貸人」「賃借人」に訂正。また、使用賃貸借等の時は「貸人」「借人」と訂正。
- 代理人による申請の場合本人名と代理人名を記載して、代理人の押印。
- 申請人が2名以上は、原則として「代表者名外0名」とし、申請書1の欄に「別紙のとおり」と記載し別紙に記載後割印をする。
 - 共有地である場合、それぞれ共有持分割合を記載。
 - 登記簿謄本と住所が異なる時、同一人確認のため住民票か戸籍の附票添付。
 - 土地の所在地欄に記載できない時、「別紙のとおり」と記載し別紙に記載後割印をする。又空欄生じる時は「該当なし」か「以下余白」とする。
 - 土地の所在地は登記簿謄本の通り記載。
 - 贈与、使用賃貸以外は、対価、賃料を10アールあたりの額を記載。
 - 使用収益権が設定時は、内容、始期、終期も記載。
 - 3、権利を設定し欄で時期が決まっている場合は、日にちを記載。他は「許可日から」。

一般申請記載事項

- 自作地、貸付地の欄は現に耕作又は養畜の事業に供されているものの面積。
- 非耕作の欄は筆ごとに状況、理由を詳細に記入。
- 1-2の作付欄は、現在耕作している作付物を記入し、今回申請分は()内に記入。
- 権利を取得するものの農作業経験等の状況を記入。

○申請の土地までの平均距離、通作の時間を記入。